



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

J R東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年11月27日 No.152

職場から寄せられた「なぜ？」を申し入れる！ 「アルコール検知器に関する申し入れ」を提出

国土交通省は、令和元年10月4日に鉄軌道事業者の飲酒に関する基準のあり方について「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準」「動力車操縦者運転免許の取消等の基準」などを改正しました。JR東日本会社も同改正に伴い、関係基準に従って見直しを行うとしています。

この見直しにあたっては、社員への説明もなく「乗務点呼及び起床時の出場点呼等における酒気帯び確認の実施について（通達）」を出したことから、職場では「なぜ、国交省基準よりも判断基準を厳しくするのか」など、疑問の声があがっています。私たち東日本ユニオンは、寄せられた意見や疑問をもとに11月25日、申第17号「アルコール検知器に関する申し入れ」を経営側に提出しました。



【申し入れ項目】

1. 就業規則第18条「社員は、酒気を帯びて勤務し、又は勤務中飲酒してはならない」と定めがあるにも関わらず、特定の社員に対してアルコール検知器による検査を実施するのか明らかにすること。
2. 車掌に対してアルコール検知器を使用した検査を行う理由を明らかにすること。
3. 点呼執行者による判断と、アルコール検知器による判断の優位性について明らかにすること。
4. 呼気に0.09mg/l以上のアルコール濃度を検出した場合「不参」としていたものを、0.05mg/l以上の検出へと厳しくした理由を明らかにすること。
5. 乗務点呼時に検査をしているにも関わらず、泊行路において起床時の点呼で再度、アルコール検査を行う理由を明らかにすること。
6. 検査データ及びカメラによるデータ保存を導入する理由を明らかにすること。また、データ保存期間を1年とする理由を明らかにすること。
7. 0.05mg/l未満の値に対する前日の飲酒量並びに飲酒終了からの間隔として一般的に適正とされる基準値を明らかにすること。
8. アルコール検知器の動作精度及び信頼性について明らかにすること。
9. 実施日を令和2年1月9日とした理由を明らかにすること。

東日本ユニオンに加入して、私たちと一緒に疑問や問題を解決していこう！